

○南相馬市公私連携幼保連携型認定こども園の設置に係る三者協議会設置要綱

令和4年10月20日

告示第216号

(設置)

第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第34条第1項の規定に基づき、南相馬市立原町あずま保育園及び南相馬市立原町さくらい保育園（以下「移行対象施設」という。）から移行し設置する公私連携幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）に関して、園運営の諸事項を確認し、円滑かつ適正な引継ぎと開園後の安定した運営を図るため、保護者、運営事業者及び南相馬市とで三者協議会を設置する。

(構成)

第2条 三者協議会は次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 保護者（移行対象施設の保護者）
- (2) 運営事業者（理事長及び園長予定者等）
- (3) 南相馬市認定こども園担当課職員

(協議事項)

第3条 三者協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 開園後の認定こども園の教育・保育に関する事項
- (2) 運営の引継ぎ及び共同保育の内容に関する事項
- (3) その他認定こども園の運営に関し、会長が必要と認める事項

(会長及び副会長)

第4条 三者協議会には、会長1人及び副会長1人を置く。

- 2 会長は第2条第3号に規定する南相馬市認定こども園担当課職員とし、副会長は会長が指名する者とする。
- 3 会長は、会議を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 三者協議会は会長が招集し、開催する。

- 2 会長は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 三者協議会の庶務は、認定こども園担当課において行う。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、三者協議会で協議して定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、認定こども園の開園の日限り、その効力を失う。